

【新】

第22号様式(第13条関係)

産業廃棄物税に係る更正・決定及び加算金決定
通知書
納額告知書

特別徴収義務者又は納税者 住所又は所在地	名称 焼却最終施設又は分場 所在地				
地方税法 第 条の 第 項の規定により、下記のとおり 更正・決定したので通知します。					
年 月 日 福岡県 県税事務所長 印					
<table border="1"> <tr> <td>登録番号</td> <td></td> </tr> <tr> <td>指定納期限</td> <td>年 月 日</td> </tr> </table>		登録番号		指定納期限	年 月 日
登録番号					
指定納期限	年 月 日				
氏名又は名称					

申告の対象期間	区分	本 税		加 算 金					
		課税標準量	税 額	区 分	基本税額	率(%)	金 額		
年 月 日 から 年 月 日 までの分	確 定 額			過少申告 加算金	通常		②		
				加算			③		
	既確定額			不申告 加算金	通常		④		
				加算			⑤		
	差 引 額			重加算金			⑥		
				納入(納付)すべき額(①+②+③+④+⑤+⑥)					
年 月 日 から 年 月 日 までの分	確 定 額			過少申告 加算金	通常		②		
				加算			③		
	既確定額			不申告 加算金	通常		④		
				加算			⑤		
	差 引 額			重加算金			⑥		
				納入(納付)すべき額(①+②+③+④+⑤+⑥)					
年 月 日 から 年 月 日 までの分	確 定 額			過少申告 加算金	通常		②		
				加算			③		
	既確定額			不申告 加算金	通常		④		
				加算			⑤		
	差 引 額			重加算金			⑥		
				納入(納付)すべき額(①+②+③+④+⑤+⑥)					
合 計	確 定 額			過少申告 加算金	通常		②		
				加算			③		
	既確定額			不申告 加算金	通常		④		
				加算			⑤		
	差 引 額			重加算金			⑥		
				納入(納付)すべき額(①+②+③+④+⑤+⑥)					

この通知書による不足税額等を、同封の納入(付)書によって、指定納期限までに納入(付)してください。

納入(付)場所は、納入(付)書の裏面に記載しています。

延滞金が発生する場合は、不足税額等の完納後に納入(付)書を送付します。

この処分に係る審査請求等については別紙をご覧ください。

延滞金について

【旧】

第22号様式(第13条関係)

産業廃棄物税に係る更正・決定及び加算金決定
通知書
納額告知書

特別徴収義務者又は納税者 住所又は所在地	名称 焼却最終施設又は分場 所在地				
地方税法 第 条の 第 項の規定により、下記のとおり 更正・決定したので通知します。					
年 月 日 福岡県 県税事務所長 印					
<table border="1"> <tr> <td>登録番号</td> <td></td> </tr> <tr> <td>指定納期限</td> <td>年 月 日</td> </tr> </table>		登録番号		指定納期限	年 月 日
登録番号					
指定納期限	年 月 日				
氏名又は名称					

申告の対象期間	区分	本 税		加 算 金					
		課税標準量	税 額	区 分	基本税額	率(%)	金 額		
年 月 日 から 年 月 日 までの分	確 定 額			過少申告 加算金	通常		②		
				加算			③		
	既確定額			不申告 加算金	通常		④		
				加算			⑤		
	差 引 額			重加算金			⑥		
				納入(納付)すべき額(①+②+③+④+⑤+⑥)					
年 月 日 から 年 月 日 までの分	確 定 額			過少申告 加算金	通常		②		
				加算			③		
	既確定額			不申告 加算金	通常		④		
				加算			⑤		
	差 引 額			重加算金			⑥		
				納入(納付)すべき額(①+②+③+④+⑤+⑥)					
年 月 日 から 年 月 日 までの分	確 定 額			過少申告 加算金	通常		②		
				加算			③		
	既確定額			不申告 加算金	通常		④		
				加算			⑤		
	差 引 額			重加算金			⑥		
				納入(納付)すべき額(①+②+③+④+⑤+⑥)					
合 計	確 定 額			過少申告 加算金	通常		②		
				加算			③		
	既確定額			不申告 加算金	通常		④		
				加算			⑤		
	差 引 額			重加算金			⑥		
				納入(納付)すべき額(①+②+③+④+⑤+⑥)					

この通知書による不足税額等に延滞金を合計した金額を、同封の納入(納付)書によって指定納期限までに福岡県指定金融機関、福岡県収納代理金融機関、福岡県内の郵便局又は福岡県内の県税事務所に納入(納付)して下さい。

延滞金について

備考 「延滞金について」の下部に、当該年における延滞金の計算方法等を記載すること。

別紙教示

1 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、福岡県知事に対して審査請求をすることができます。

なお、審査請求をする場合、審査請求書は、正副2通を提出しなければなりませんが、なるべく所轄県税事務所長を経由して提出することとしてください。

2 この処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。審査請求の裁決を経た後は、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に福岡県を被告として（代表者は福岡県知事となります。）この処分の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合には、審査請求に対する裁決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。

(1) 審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。

(2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

(3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する裁決のあった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

教示

1 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、福岡県知事に対して審査請求をすることができます。

なお、審査請求をする場合、審査請求書は、正副2通を提出しなければなりませんが、なるべく所轄県税事務所長を経由して提出することとしてください。

2 この処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。審査請求の裁決を経た後は、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に福岡県を被告として（代表者は福岡県知事となります。）この処分の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合には、審査請求に対する裁決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。

(1) 審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。

(2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

(3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する裁決のあった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。